

# 令和3年三重県議会定例会

## 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 提出資料

### ◎議案事項

- 1 議案第143号「現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例案」について . . . . . 1

### ◎所管事項

- 1 令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」上半期の進捗状況について . . . . . 3
- 2 「みえグリーンボンド」の発行について . . . . . 5
- 3 産業廃棄物税制度の検証について . . . . . 7
- 4 審議会等の審議状況について . . . . . 9

### 【別冊資料】

(別冊1) 令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期(4月～9月)実績

(別冊2) 三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果(案)

令和3年12月20日  
総 務 部

## 議案第143号

### 現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例案について

#### 1 制定理由

現業職員に係る規定の整理に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

#### 2 主な内容

(1) 次に掲げる条例において、現業職員に係る規定を削ります。

- ① 三重県職員退職手当支給条例
- ② 職員の給与に関する条例
- ③ 公立学校職員の給与に関する条例
- ④ 職員等の旅費に関する条例
- ⑤ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ⑥ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ⑦ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ⑧ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ⑨ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ⑩ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ⑪ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(2) 次に掲げる条例を廃止します。

- ① 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ② 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

#### 3 実施期日

公布の日から施行します。



# 1 令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」 上半期の進捗状況について

「第三次三重県行財政改革取組」は、「スマート改革の推進」「コンプライアンスの推進」「持続可能な行財政運営の確保」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の上半期（4月～9月）の実績を、別冊1のとおり取りまとめました。

## 1 具体的取組の上半期実績

### 【スマート改革の推進】

#### ○「挑戦する風土・学習する組織」づくり（別冊1 番号1）

新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度に引き続き、在宅勤務及び時差出勤勤務制度を試行したほか、多様な職員の意欲と能力の発揮に向けて、障がいのある職員を交えた三重県職員障がい者活躍推進チームにおいて、対話の促進による働きやすい職場環境づくりや、柔軟かつ弾力的な勤務形態等についての検討を進めています。

#### ○スマート自治体へのチャレンジ（別冊1 番号2）

デジタル技術を積極的に活用して、業務の生産性と正確性の確保の両立や働き方の見直しに向けた取組を推進しています。また、県民の利便性向上等に向けて、キャッシュレス決済の導入を進めました。

##### <AIやRPAの活用等による業務改善の推進>

- ・業務効率化・正確性確保に向けて、新たにRPAの導入対象となる業務の募集・調査等を実施
- ・業務量調査により業務改善に取り組む所属・業務の募集

##### <モバイルワークの実証研究、実施>

- ・職員の多様な働き方の実現に向けて、モバイルワークを推進するため、モバイルワーク専用端末（370台）を全所属へ配付

##### <キャッシュレス決済の導入検討>

- ・納期内納付の推進、県民の利便性向上に向けて、自動車税種別割の納付におけるスマートフォン決済アプリに、PayPayを追加するとともに、個人事業税、不動産取得税の納付においても、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリを導入
- ・県民の利便性向上に向けて、使用料・手数料等の税外収入の一部にキャッシュレス決済を導入するとともに、県直営集客施設におけるキャッシュレス決済の利用を継続

### ＜スマート自治体に向けた推進体制の構築＞

- ・三重県全体のデジタル化を部局横断的に強い権限をもって進めていくために、全庁的な司令塔として、最高デジタル責任者（CDO）を置き、実行組織として「デジタル社会推進局」を設置
- ・デジタル技術を活用して課題解決を進めることのできるスマート人材の育成に向けて、職員の公募を行い、研修を実施
- ・スマート自治体を支える最適なネットワーク基盤の検討

### 【コンプライアンスの推進】

#### ○コンプライアンス意識の向上（別冊1 番号4）

コンプライアンスを全庁的に推進していくため、本庁総務担当課長及び各地域防災総合事務所長等で構成するコンプライアンス推進会議を開催し、事例の共有・検証等を行いました。

また、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、コミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属において、個別面談方式のコンプライアンス・ミーティングを実施しました。

#### ○組織としての的確に業務を進める仕組みづくり（別冊1 番号5）

業務のリスクを認識し、そのリスクに備えることで、事務の適正な執行を確保することを目的として運用を開始した内部統制制度について、令和2年度の運用状況の評価を実施するとともに、各所属において令和3年度のリスクマネジメントシートを作成し、運用しています。

### 【持続可能な行財政運営の確保】

#### ○県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立（別冊1 番号6）

財政の健全化に向けて、経常的な歳出の抑制を図るとともに、未利用財産の積極的な売却や、クラウドファンディングの活用等による歳入確保策の推進など、歳入歳出両面における取組を進めています。

## 2 年次計画に対する進捗状況

新型コロナウイルス感染症拡大防止をふまえて、在宅勤務・Web会議等の活用や、業務の見直し等にも積極的に取り組むなど、上半期経過時点（9月末）では、7つのすべての具体的取組について、ほぼ年次計画どおり進捗している状況です。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努め、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。

## 2 「みえグリーンボンド」の発行について

令和3年11月19日に、「みえグリーンボンド」の発行に向けて、充当事業などを盛り込んだ発行の枠組みである「みえグリーンボンドフレームワーク」を策定・公表しました。

令和4年2月の発行に向けて、機関投資家に対して投資判断に必要となる情報を提供する活動（インベスターリレーションズ：IR）を実施します。

### 1 発行目的

- ・他の自治体が発行する地方債との差別化を図り、ESG 投資に関心の高い新規投資家を開拓し、三重県への投資を呼び込むこと
- ・調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定される特徴を生かし、環境改善効果のある事業や環境保全のための事業に充てる資金を確実に調達すること
- ・三重県地球温暖化対策総合計画で示した温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、気候変動影響を軽減する「適応策」を着実に実施すること

### 2 発行の概要

- (1) 発行額 : 50 億円
- (2) 発行年限 : 10 年債
- (3) 発行時期 : 令和4年2月

### 3 主な充当事業

- (1) 「緩和策」：温室効果ガスの排出削減・吸収源対策
  - ・電気自動車等の購入（エネルギー効率に優れる車両の導入により、CO2 排出量を削減）
  - ・信号機等の LED 化（LED 灯器の信号機等の設置により、消費電力を削減）
  - ・沿岸浅海域における藻場の造成（藻場の造成により、CO2 を吸収、窒素化合物を除去）
  - ・林道の開設（森林の適正な整備、保全のために林道を整備）
  - ・森林・林業を担う人材育成のための拠点整備（森林資源の適正な育成等を促進）
- (2) 「適応策」：気候変動の影響の軽減対策
  - ・農産物の品種や生産技術の開発（高温障害等の発生率が低下する品種等を開発）
  - ・水産業研究施設の設備の充実（研究施設機器の整備を行い、高水温耐性品種を作出）
  - ・水害対策（治水ダムの建設、河川の改修、堆積土砂撤去等）
  - ・高潮・高波対策（海岸保全施設及び漁港施設の改修）
  - ・土砂災害対策（砂防事業関係施設の整備、治山対策）

(参考1) グリーンボンドとは、企業や地方公共団体等が、環境改善効果のある事業等（いわゆるグリーンプロジェクト）に要する資金を調達するために発行する債券。

(参考2) みえグリーンボンドフレームワークは、第三者機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）より、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則 2021 及び環境省グリーンボンドガイドライン 2020 年版への適合性について、外部評価を取得。



### 3 産業廃棄物税制度の検証について

#### 1 趣旨

循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、産業廃棄物を資源として有効活用し最終処分量を削減する誘因として機能するような仕組みとして、平成13年6月に三重県産業廃棄物税条例（平成13年三重県条例第51号）を制定しました。平成14年4月の条例施行後、5年ごとに制度の検証を行ってきており、これまでの成果や課題、社会情勢の変化と技術の進展を踏まえ、「三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（案）」（別冊2）をとりまとめました。

#### 2 税制度の成果と課題

発生抑制及び再生の推進について、再生利用の促進や最終処分量の削減に一定の効果を発揮しましたが、直近の5年間は、横ばいの状況にあります。また、減量その他適正処理の推進について、管理型最終処分場の残余容量は一定確保することができましたが、不法投棄は後を絶たない状況です。

今後は、資源循環の質の向上を図るため、これまでの発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するとともに、社会情勢の変化と処理技術の進展を踏まえ、プラスチック対策や食品ロス対策、さらに再生可能エネルギーの回収といった地球温暖化対策にも資する施策を推進する必要があります。

#### 3 税制度の見直し案

##### (1) 見直しの方向性

発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するため、課税免除の対象となる再生施設を追加するとともに、減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数を見直します。また、社会的課題の解決に向けて、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からのエネルギー回収を促進するとともに、資源循環の質の向上や地球温暖化対策等の用途の充実及び拡大を図ります。このため、条例の必要な改正を行います。

なお、納税者、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、これまでの成果や課題、方向性について令和3年11月にアンケートを実施し、見直し内容に反映しました。

##### (2) 見直し内容

###### ア 再生の推進

再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況を踏まえ、申請が不要な再生施設について、法令によりリサイクルの義務化や再生品の利活用の促進等が求められているものを以下のとおり追加します（条例第8条）。

###### 申請が不要な再生施設

施設の区分	
一	がれき類の破碎施設
二	木くずの破碎施設（追加）
三	発酵施設（メタン発酵施設を除く）（追加）



## イ 減量の推進

減量化が一層進むよう、着実な処理実績があり、減量化が認められる処理施設について、以下のとおり新たな施設区分と処理係数を追加します（条例第7条）。

### 中間処理施設の処理係数

施設の区分	処理係数
一 焼却施設または脱水施設	0.10
二 乾燥施設または中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20
四 発酵施設または炭化施設（追加）	0.60（追加）
五 前四項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.00

## ウ 再生可能エネルギーの回収

地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの回収を促進するため、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からメタンガスを回収する施設を、再生施設と同等に課税免除の対象施設とします（条例第8条）。

### 再生可能エネルギー回収施設

施設の区分	回収能力
一 メタン発酵施設（追加）	107Nm <sup>3</sup> /トン（追加）

## エ 用途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、引き続き、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に取り組みます。

また、資源循環に係る社会情勢の変化と技術の進展に対応するため、新たにプラスチック対策、食品ロス対策、循環関連産業の振興による3R+Renewable（再生可能資源への代替）等の事業の充実を図ります。

さらに、地球温暖化対策に資する取組にも用途の範囲を拡大し、さらなる資源循環を促進していきます。

## 4 課税方法

課税方法（課税標準、税率、免税点、徴収方法）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続します。

なお、納税者等へのアンケート結果において、一部制度の変更要望はあるものの、現行制度の継続について否定的な意見はなく、一定の理解を得ているものと考えています。

## 5 今後のスケジュール

今後、商工団体等産業界の意見を聞きながら、検証結果案についてパブリックコメントを実施し、その結果を報告のうえ、改正条例案を提出します。

令和3年度	1月～2月	パブリックコメント等
	3月	常任委員会（最終案）
令和4年度	6月	改正条例案提出
令和5年度	4月	改正条例施行

## 4 審議会等の審議状況について

(令和3年10月6日～令和3年11月21日)

### (1) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和3年10月26日、11月12日
3 委員	会 長 中西 正洋 委 員 岩崎 恭彦 ほか4名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護法第63条の規定に基づく返還金決定処分に係る審査請求事件 2件</li><li>・不動産取得税の賦課決定処分に係る審査請求事件 1件</li><li>・個人事業税の賦課決定処分に係る審査請求事件 1件</li><li>・児童保護措置費にかかる負担金決定処分に係る審査請求事件 1件</li></ul>
5 調査審議結果	審査請求5事件について調査審議を行い、4件の答申の決定がありました。
6 備考	

(2) 三重県公務災害補償等審査会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等審査会
2 開催年月日	令和3年10月15日
3 委員	会長 小林 明子 委員 齋藤 洋一 ほか1名
4 審査事項	・非常勤の職員の公務災害補償等に関する不服申し立ての審査について
5 調査審議結果	不服申し立て（2件）を受け、審査を行いました。
6 備考	